

学校経営のポイント

“ストーカー行為”予防の教育的取組みを

若井 彌一

ストーカー行為等の規制等に関する法律(以下「ストーカー行為規制法」という)が昨年5月24日に公布され、11月24日から施行されている。

“ストーカー行為”を禁止・処罰

この法律は、「ストーカー行為を処罰する等ストーカー行為について必要な規制を行うとともに、その相手方に対する援助の措置等を定めることにより、個人の身体、自由及び名誉に対する危害の発生を防止し、あわせて国民の生活の安全と平穩に資すること」を目的として制定されたものである(第1条)。

この法律の鍵的用語(キーワード)は、「ストーカー行為」である。ストーカー行為とは、同一の者に対し、つきまとい等を反復してすることをいうとされている(第2条第2項)。

そして、「つきまとい等」とは、「特定の者に対する恋愛感情その他の好意の感情又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で、当該特定の者又はその配偶者、直系若しくは同居の親族その他当該特定の者と社会生活において密接な関係を有する者」に対し、概略、つきまとい、待ち伏せ、押しかけ等、行動の監視、面会や交際の強要、著しく粗野・乱暴な言動、無言電話・その意に反する連続電話やファクシミリ送信、汚物・動物の死体等の送付、相手方の名誉侵害事項の告知等、性的羞恥心を害する事項の告知、わいせつ文書や図画等の送付をすることである(第2条第1項)。

上記のようなストーカー行為は、何人であれ禁じられる(第3条)。

禁止規定に反してストーカー行為が行われ、被害者から警告を求める旨の申し出が警視總監若しくは

都道府県警察本部長又は警察署長(以下「警察本部長等」という)になされた場合には、ストーカー行為者に対し「警告」が発せられ(第4条第1項)、行為者がさらに同行為を繰り返す場合には、「禁止命令等」が発せられ(第5条第1項)、それでもなお同行為が繰り返されると、「逮捕」のはこびとなる。

警察力よりも教育による予防を

1月12日、静岡県下で56歳の男性が、この禁止命令等違反の疑いで逮捕された。「不惑」(40歳のこと)の歳を超えてなおこのような人がいるのが現実であり、ましてや自分の一方的な思いこみに基づき、相手方の迷惑も考慮することなく、相手方に接近することを純愛であると錯覚しやすい年頃の青少年は、今後、この法律に基づく犯罪者に転落してしまう危険性が大きい。

児童虐待防止法(略称)の場合、想定される加害者は多くが大人(成人)であるが、ストーカー行為規制法の場合は、大人だけでなく年頃の青少年が少なからず規制の網にかかってしまうことが懸念される。

聡明な男女(だけではないが)交際についての教育的指導・助言・援助のあり方の検討に、各学校で保護者等とも連携しつつ取り組む必要がある。

(わかい・やいち=上越教育大学教授)

...本紙は、全国の小・中・高校等を対象に月2回発行しています(購読料は不要)。本紙が不要の場合は、無料 FAX 0120-462-488 にてご連絡くだされば、以後の配信はいたしません。研修会等で本紙を複写して使用される場合は、無断コピー禁止の表示にかかわらず可といえます。おおいにご活用ください。

本紙はホームページでも閲覧できます
新しい図書目録出来!ご希望の方に送付します

1月の新刊 本日(1月25日)発売! お申込みは書店または直接小社へ 教育開発研究所 刊

国民会議 17 提案の検討! 下村哲夫編 定価 2,100 円 菱村幸彦 編 定価 2,310 円

『教育改革と「21世紀・日本の教育」読本』 『新・学校管理規則の読み方』